



今月のことば

monthly word

## 弁理士倫理

日本弁理士会 副会長

吉田 博由

### 1. はじめに

4月から平成28年度の弁理士会会務がスタートし、コンプライアンス委員会を担当することになり、弁理士と弁理士倫理との関係で考えさせられることが多い毎日です。弁理士倫理に関して、本誌においても数多く掲載されています。最近、ネット広告で低廉価格の弁理士手数料で商標出願をしますという表示を見かけることが多くなりました。このような広告に関して触れたいと思います。

### 2. 弁理士の職務

弁理士は公共性の高い職種であり、国が適正な資質を有する者に限って資格を付与していることに鑑み、弁理士が業務を適正に遂行せず弁理士法に違反した場合には行政処分として経済産業大臣による懲戒制度（弁理士法第32条）が用意されているばかりでなく、弁理士倫理のための研修制度が設けられています。

本会では、弁理士倫理研修を受講することを会員に義務付けており、倫理集合研修において少人数グループによる討論形式の研修を行って倫理意識の向上を図っています。弁理士倫理（会令第36条）では、業務上の倫理として第2条において、会員は直接であるか、間接であるかを問わず、事件の依頼を受ける目的をもって弁理士として品位を失墜するような行為又はこれに準ずる行為をしてはならないと規定しており、第3条から第9条の2において弁理士倫理について規定しています。

弁理士倫理とは、わかりやすく言えば「依頼人の信頼を得ること」の一言に尽きると考えます。知的財産部の充実している一部の大企業を除き、依頼人の中には、知的財産制度に十分な理解を有していない中小企業や個人が多数存在していま

す。弁理士倫理でもっとも問題が発生するのは、このような中小企業や個人に対する弁理士の接し方にあると思われます。弁理士手数料について考えますと、大企業と特許事務所の間では手数料契約が結ばれている場合が多く、トラブルが発生する割合は少ないようです。しかし、弁理士手数料について十分な知識の少ない中小企業等においては、我々弁理士からすれば標準的な料金と思われる場合であっても、不当に高すぎると受け止められることが多々あります。

### 3. 低廉価格の報酬の表示について

商標は文字図形の組み合わせであり、特許のように明細書を記載するのに比べて、出願業務が比較的容易であるため、極めて低廉価格の弁理士手数料により業務を遂行する弁理士が増加しているように感じられます。このような弁理士は、自由主義経済の下では取り立ててとやかく言われることは無いと考えているかも知れません。しかし、我々弁理士が扱っています知的財産権は権利に関するものであり、工場などにおいて大量生産される工業製品等のような商品とは明らかに区別されるべきと考えます。低廉価格の弁理士手数料による薄利多売状態を容認すると、弁理士が知的財産の専門家として研鑽の場を失い、単なる代書屋と化し、専門家としての信頼を得られない事態となってしまいます。そこで、自由競争に所定の制限を課し、弁理士が知的財産の専門家として信頼され得る業務形態となるべく施策を講じるような対応が望まれています。

### 4. 低廉価格の広告規制について

バナーによる低廉価格の弁理士手数料で商標出願をしますというネット広告をしているのは弁理士だけのようであり、パソコンのインターネット

画面を開くと見たくもないのに目に入ってくる状況が続いています。中には、商標登録されない場合は、印紙代も含めて支払った金額を全額返しますといった表示をしている弁理士も見受けられます。このような表示は、明らかに弁理士の品位を汚しているばかりでなく、商標登録はそのような安価な費用で可能になるという誤った印象を与えることにもなり、商標自体の経済的価値を下げていくことになりかねませんので規制されるべきであると考えます。私も過去にある中小企業の経営者から、ネットでは数万円で商標出願しますという広告を見かけるので、そちらに依頼したいという回答が返され、悔しい思いをした記憶があります。このことはかなりの弁理士が経験されたことがあると思います。

また、他士業からは、商標出願、意匠出願を弁理士業務からはずし、他士業に門戸を開くように要求される原因の一因にもなっていると思われる。弁理士倫理に問題あると思われるネット広告を表示している弁理士に対しては、本会の会長室で注意を喚起する指導を行っていますが、素直にその注意を受け入れてくれる弁理士が少ないのは、嘆かわしい限りです。弁理士会では広告規制をしていないのか、素人のクライアントに損害を与えるのではないかと、という指摘があります。これに対して、弁理士会全体の倫理意識が高まり、社会的信用性の高いものとするべく、適切な施策を講じるよう日本弁理士会執行部に対しての要望が増えてきています。そこで、ネット広告に対して何らかの規制をする必要があるのではないのでしょうか。

## 5. 出願前における依頼者との打ち合わせの義務化

クライアントが商標出願業務をいずれの弁理士に発注するのかは依頼者の自由裁量に任されてい

ますが、低廉価格を表示する弁理士が親身になって念入りに事前検討をしているようには思えません。商標出願においては、商標自体に登録可能性があるのかを検討するばかりでなく、指定商品をどのように選択するのかは、依頼者が自己の事業を将来的にどのように発展させていくまで検討して行く必要があります。ところが、低廉価格を表示する弁理士のネット広告では、登録を受けたい商標名を入力するとともに指定商品も依頼者がパソコンのキー入力をするように求めているものがほとんどです。これでは弁理士は単なる代書屋にすぎず、適正に業務を遂行しているとは思えません。そこで、出願前における依頼者との打ち合わせを義務化することが考えられます。

## 6. 最後に

弁理士業務は専ら依頼者との委任契約により報酬を得ることにあります（民法第644条）。委任契約において受任者が自らの裁量により事務を処理する独立性が認められるのは、受任者に対する委任者の信頼が委任契約の基礎にあるためです。また、使命条項（弁理士法第1条）の観点からも、弁理士が知的財産権の専門家として制度の適正な運用に寄与し、産業の発展に寄与することが求められます。このように、弁理士の業務は、適切な手数料で知的財産に関する知識、経験を元に、依頼者の利益となるべく、適切な事務の処理を行わなければならないと各弁理士が自覚する必要があるのではないのでしょうか。